平成２１年（フ）第２０５号
岩手県大船渡市日頃市町字川内142番地２
破産者　株式会社大船渡砕石所
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第３９０号
埼玉県深谷市東方3772番地２レジダンス・ボヌール籠原305号
破産者　エスト工房合同会社
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２６号
千葉県南房総市白浜町滝口5032番地６
破産者　佐藤　文人
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第１３５８４号
東京都品川区北品川５丁目12番５号
破産者　株式会社ファースト・オーシャン
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３２号
東京都八王子市緑町29番地第２緑荘Ｃ102号
破産者　加藤由美子
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６３７号
神奈川県茅ヶ崎市下町屋３丁目14番１号
破産者　株式会社ＩＳＨＩＤＡ
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８８号
静岡市駿河区用宗３丁目12番12―102号
破産者　有限会社エス・プランニング
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１７号
京都市伏見区桝形町471
破産者　京都地所株式会社
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５８号
沖縄県うるま市勝連津堅307番地
破産者　赤嶺　榮福
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１２５号
栃木県小山市大字下河原田954番地
破産者　有限会社小林栄助商店
１　決定年月日　平成25年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４４１号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3193番地　タウンカトレア９―Ａ―４号
破産者　杉村　信介
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７１３号
千葉県柏市松ケ崎1053番地47
破産者　金牧　　稔
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１５１号
堺市東区菩提町３丁39番地181
破産者　株式会社ロベール
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
奈良県北葛城郡広陵町大字大塚681番地の５
破産者　株式会社肥後商店
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
福岡県大川市大字下木佐木40番地１
破産者　株式会社アシックス
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２５０７号
札幌市北区北11条西１丁目24番地１
破産者　有限会社エルグ
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８９５号
千葉市美浜区浜田２丁目15番地２レオパレスグランデーム幕張107号、開始決定時の住所千葉県船橋市二和東５丁目51番17号オリーブレジデンス101号
破産者　久保　雅義
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１６１号
千葉県習志野市大久保４丁目11番７―302号
破産者　大柏　善則
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９号
福井県越前市粟田部町39号16番地
破産者　越前運輸株式会社
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３７号
福井市西方２丁目26番26号
破産者　有限会社杉本自工
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１２５号
愛知県小牧市大字小松寺105番地　クリエイトハイツ107号、商業登記簿上の本店所在地愛知県小牧市小牧原２丁目365番地
破産者　株式会社アリオン
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８８号
鳥取県鳥取市布勢103番地１
破産者　君司食品株式会社
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部